

介護保険事業者 指定申請等の手引き

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売



令和 3 年 7 月

滋 賀 県

目 次

1. 指定基準総論	
1) 関係法令等	P 1
2) 指定を受けるにあたっての留意事項	P 1
3) 用語の定義	P 1
4) 指定居宅サービスと指定介護予防サービスの一体的運営について	P 2
2. 指定基準（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）	
1) 新規指定	P 3
ア) 必要な人員、設備および運営の概要	
①人員基準の概要	P 3
②設備基準の概要	P 4
③運営基準の概要	P 5
イ) 指定に必要な書類および確認事項	P 15
2) 変更、廃止、休止、再開の手続き	P 16
○変更手続き	P 16
○廃止手続き	P 17
○休止手続き	P 17
○再開手続き	P 17
3. 様式	
・様式第1号 指定申請書	P18
・付表12 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業者の指定に係る記載事項	P21
・別添 指定申請に係る添付書類一覧	P23
・参考様式1 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	P24
・参考様式2 平面図	P26
・参考様式4 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	P28
・参考様式6 誓約書	P30
・様式第3号 変更届出書	P33
・様式第3号の2 再開届出書	P35
・様式第4号 廃止・休止届出書	P36
4. 「介護サービス情報の公表」制度について	P 37
5. 指定申請書等の提出先および制度に関する問い合わせ先	P 43

1. 指定基準総論

1) 関係法令等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）（この冊子において「法」という。）
- ・介護保険法施行規則（平成12年厚生省令第36号）（この冊子において「規則」という。）
- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）＝（この冊子において「居宅指定基準」という。）
- ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（この冊子において「予防指定基準」という。）
- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成12年老企第25号）＝（この冊子において「居宅等基準通知」という。）

2) 指定を受けるにあたっての留意事項

- 居宅指定基準および予防指定基準は、指定居宅サービス等の事業がその目的を達成するために必要な**最低限度**の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者等は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
 - 指定居宅サービス等の事業を行う者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、
 - ① 相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
 - ② 相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
 - ③ 正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を取らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告にかかる措置を採るよう命令することができる。また、③の命令をした場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を設けて指定の全部若しくは一部の効力を停止する（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させる）。
- ただし、以下の場合には、基準に従った適正な運営がされていないものとして直ちに取消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合がある。
- ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

3) 用語の定義

○「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に

規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を30時間として取り扱うことが可能である。

また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものである。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法第65条に規定する休業（産前産後休業）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2項に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準じて講ずる措置又は同法第24条第1項の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準をみたくすることが可能であることとする。

○「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第1項に規定する措置（母性健康管理措置）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

○「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間または当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

○「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。

4) 指定居宅サービスと指定介護予防サービスの一体的運営について

指定居宅サービスに該当する事業を行う者が、指定介護予防サービスに該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービスと指定介護予防サービスの各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことにより、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができる。

なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており、一体的に運営されていると評価されない場合にあつては、人員についても設備、備品についてそれぞれが独立して基準を満たす必要がある。

2. 指定基準（特定福祉用具販売）（特定介護予防福祉用具販売）

【特定福祉用具販売】

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。（指定居宅基準第207条）

【特定介護予防福祉用具販売】

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。（予防指定基準第281条）

1) 新規指定

ア) 必要な人員、設備および運営の概要

①人員基準の概要

項目	基準の概要	根拠
福祉用具 専門相談 員の員数	<p>◇福祉用具専門相談員を常勤換算で2人以上配置すること。</p> <p>◇福祉用具専門相談員の資格</p> <p>介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師 理学療法士、作業療法士、社会福祉士</p> <p>または</p> <p>都道府県知事が指定する講習会の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>または</p> <p>厚生労働大臣の指定を受けていた講習会の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者</p>	<p>居宅指定基準第208条 予防指定基準第282条</p> <p>介護保険法施行令第4条</p>

項目	基準の概要	根拠
管理者	<p>◇事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>☆他の職務と兼務できる場合（管理業務に支障のない場合に限る。なお、管理者は、福祉用具専門相談員である必要はない。）</p> <p>①当該事業所の従業者との兼務</p> <p>②同一敷地内にある、または道路を隔てて隣接する施設等の管理者又は従業者との兼務</p> <p>☆支障のある兼務 兼務する事業所数が過剰である場合や併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合等</p>	<p>居宅指定基準第209条 予防指定基準第283条</p> <p>居宅等基準通知第3の12の10の2で準用する第3の10の1の(3)</p>

②設備基準の概要

項目	基準の概要	根拠
設備及び備品等	<p>◇事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えること。</p> <p>☆区画は、購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。</p> <p>☆特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）に必要な設備及び備品等を確保すること。 ただし、他の事業所または施設等と同一敷地内にある場合であって、それぞれの事業所等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品を使用することができる。</p>	<p>居宅指定基準第210条 予防指定基準第284条</p> <p>居宅等基準通知第3の12の20の(1)</p> <p>居宅等基準通知第3の12の20の(2)</p>

③運営基準の概要

項目	基準の概要	根拠
内容及び 手続の説明及び同意	<p>◇サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>☆重要事項説明書（説明書やパンフレット等）の内容 運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等</p> <p>☆同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。</p>	<p>居宅指定基準第216条 で準用する第8条 予防指定基準第289条 で準用する第49条の2</p> <p>居宅等基準通知第3の 12の3の(6)で準用 する第3の1の3の(1)</p> <p>居宅等基準通知第3の 12の3の(6)で準用 する居宅等指定基準通知 第3の1の3の(1)</p>
心身の状 況等の把握	<p>◇サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第216条 で準用する第13条 予防指定基準第289条 で準用する第49条の7</p>
居宅介護 支援事業者等との 連携	<p>◇サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者 その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者 との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第216条 で準用する第14条 予防指定基準第289条 で準用する第49条の8</p>
サービス の提供の 記録	<p>◇サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第211条 予防指定基準第285条</p>

項目	基準の概要	根拠
販売費用 の額等の 受 領	<p>◇事業者は、サービスを提供した際には、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（販売費用の額）の支払を受けるものとする。</p> <p>☆販売費用の額には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具を行う場合の交通費等が含まれる。</p> <p>◇前記のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合の交通費 2 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 <p>◇上記費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>居宅指定基準第212条 予防指定基準第286条</p> <p>居宅等基準通知第3の 12の3の(2)①</p> <p>居宅指定基準第212条 予防指定基準第286条</p> <p>居宅指定基準第212条 予防指定基準第286条</p>
保険給付 の申請に 必要とな る書類等 の交付	<p>◇事業者は、特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）に係る販売費用の額の支払いを受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該指定特定福祉用具販売事業所（特定介護予防福祉用具販売事業所）の名称 2 販売した特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 3 領収書 4 当該特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）のパフレットその他の当該特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の概要。 	<p>居宅指定基準第213条 予防指定基準第287条</p>

項目	基準の概要	根拠
<p>特定福祉用具販売の基本取扱方針</p>	<p>◇特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない。</p> <p>◇指定特定福祉用具販売事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売しなければならない。</p> <p>◇指定特定福祉用具販売事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第216条 で準用する居宅指定基準第198条</p> <p>居宅指定基準第216条 で準用する居宅指定基準第198条</p> <p>居宅指定基準第216条 で準用する居宅指定基準第198条</p>
<p>特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針</p>	<p>◇指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>◇指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>◇指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>◇指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>☆指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。</p> <p>☆サービスの提供に当たっては、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。</p>	<p>予防指定基準第290条</p> <p>予防指定基準第290条</p> <p>予防指定基準第290条</p> <p>予防指定基準第290条</p> <p>居宅等基準通知第4の3の10の(1)①</p> <p>居宅等基準通知第4の3の10の(1)②</p>

項目	基準の概要	根拠
特定福祉 用具販売 の具体的 取扱方針	<p>☆福祉用具専門相談員は、原則として以下の手続きを自ら行う必要がある。</p>	居宅等基準通知第3の12の3の(4)①
	<p>◇福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	居宅指定基準第214条
	<p>1 サービスの提供にあたっては、次条第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具販売に係る同意を得るものとする。</p>	
	<p>2 サービスの提供にあたっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。</p>	居宅指定基準第214条
	<p>3 サービスの提供にあたっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。</p>	居宅指定基準第214条
	<p>☆腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。</p>	居宅等基準通知第3の12の3の(4)②
<p>4 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずるものとする。</p>	居宅指定基準第214条	
<p>☆居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	居宅等基準通知第3の12の3の(4)③	

項 目	基 準 の 概 要	根 拠
<p>特定介護 予防福祉 用具販売 の具体的 取扱方針</p>	<p>◇福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>1 サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具販売に係る同意を得るものとする。</p> <p>☆特定介護予防福祉用具販売計画作成にあたって、福祉用具専門相談員が「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具を適切に選定し、個々の特定介護予防福祉用具の販売について利用者に対し、説明及び同意を得ること。</p> <p>2 サービスの提供にあたっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>3 サービスの提供にあたっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。</p> <p>4 サービスの提供にあたっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。</p>	<p>予防指定基準第291条</p> <p>居宅等基準通知第4の3の10の(2)①</p> <p>予防指定基準第291条</p> <p>予防指定基準第291条</p> <p>予防指定基準第291条</p>

項目	基準の概要	根拠
特定介護 予防福祉 用具販売 の具体的	<p>☆腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、「特定介護予防福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定介護予防福祉用具の製造事業者、指定特定介護予防福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。</p>	居宅等基準通知第403の10の(2)②
取扱方針	<p>5 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>☆ 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、指定介護予防等担当職員は当該計画へ指定特定介護予防特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員はこれらのサービス担当者会議等を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	予防指定基準第291条 居宅等基準通知第403の10の(2)③

項目	基準の概要	根拠
<p>特定福祉用具販売計画の作成</p>	<p>◇福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。</p> <p>この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは一体のものとして作成しなければならない。</p> <p>◇特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合はその内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>◇福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>◇福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>☆専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。</p> <p>☆特定福祉用具販売計画は、二年間保存しなければならない。</p> <p>☆居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定福祉用具販売計画の提供の求めがあった際には、当該特定福祉用具販売計画を提供するように協力するよう努めるものとする。</p>	<p>居宅指定基準第214条の2第1項</p> <p>居宅指定基準第214条の2第2項</p> <p>居宅指定基準第214条の2第3項</p> <p>居宅指定基準第214条の2第4項</p> <p>居宅基準通知第3の12の3の(4)④ロ</p> <p>居宅基準通知第3の12の3の(4)④ハ</p> <p>居宅基準通知第3の12の3の(4)④ニ で準用する第3の1の3の(13)⑥</p>

項目	基準の概要	根拠
管理者の責務	<p>◇事業所の管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>◇事業所の管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>居宅指定基準第216条 で準用する第52条</p> <p>予防指定基準第289条 で準用する第52条</p>
運営規程	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>①事業の目的および運営の方針</p> <p>②従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③営業日及び営業時間</p> <p>④特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の提供方法、取り扱う種目および販売費用の額その他の費用の額</p> <p>⑤通常の事業の実施地域</p> <p>⑥虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑦その他運営に関する重要事項 苦情処理体制、事故発生時の対応など</p> <p>☆「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、特定福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等をさすものであること。</p> <p>個々の特定福祉用具の販売費用の額については、その額の設定の方式及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。</p>	<p>居宅指定基準第216条 で準用する第200条</p> <p>予防指定基準第289条 で準用する第270条</p> <p>居宅等基準通知第3の 12の3の(6)③</p>
勤務体制の確保等	<p>◇利用者に対し適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>◇事業者は、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。</p> <p>ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>◇事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であり業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じなくてはならない。</p> <p>☆販売事業所ごとに勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上に明確にすること。</p>	<p>居宅指定基準第216条 で準用する第101条</p> <p>予防指定基準第289条 で準用する第53条の2</p> <p>居宅等基準通知第3の 12の3の(6)②</p>

項目	基準の概要	根拠
特定福祉用具の取扱種目	<p>◇指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第216条 で準用する第202条</p> <p>予防指定基準第289条 で準用する第272条</p>
掲示及び目録の備え付け	<p>◇事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>◇事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項も規定による掲示代えることができる。</p> <p>◇利用者の特定福祉用具の選択に資するため、事業所に取扱う特定福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第216条 で準用する第204条</p> <p>居宅指定基準第216条 で準用する第204条</p> <p>予防指定基準第289条 で準用する第274条</p>
苦情処理	<p>◇提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>☆「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに事業所に掲示すること等をいう。</p> <p>◇事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>◇事業者は、提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第216条 で準用する第36条</p> <p>予防指定基準第289条 で準用する第53条の8</p> <p>居宅等指定基準第3の12の3の(6)で準用する 居宅等基準通知第3の1の3の(25)</p> <p>居宅指定基準第216条 で準用する第36条</p> <p>予防指定基準第289条 で準用する第53条の8</p>

項目	基準の概要	根拠
苦情処理	<p>◇事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前記の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>◇事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行うサービスの質の向上に関する調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>◇事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第216条 で準用する第36条</p> <p>予防指定基準第289条 で準用する第53条の8</p> <p>居宅指定基準第216条 で準用する第36条 予防指定基準第289条 で準用する第53条の8</p>
業務継続計画の策定等	<p>◇事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>◇事業者は、福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>◇事業者は、定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	<p>居宅指定基準第216条 で準用する第30条2項</p> <p>予防指定基準第289条 で準用する第53条2の2</p>
事故発生時の対応	<p>◇利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、担当の居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>◇上記の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>◇利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第216条 で準用する第37条</p> <p>予防指定基準第289条 で準用する第53条の10</p>
会計の区分	<p>◇事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）の事業とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>居宅指定基準第216条 で準用する第38条 予防指定基準第289条 で準用する第53条の11</p>

イ) 指定申請に必要な書類および確認事項

- ①様式第1号
- ②付表 1 2
- ③添付書類
- 登記事項証明書の写しおよび定款（原本と相違のないことの証明必要）
（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売を実施することが明記されていること）
- 従業者の勤務体制および勤務形態一覧表（参考様式1）
- 従業者の雇用契約書等（様式任意）
 - ・ 管理者は常勤か。
 - ・ 管理者が当該事業所の従業者若しくは同一敷地内の他の事業所と兼務している場合は、管理者としての業務に支障があってはならない。
 - ・ 専門相談員は、常勤換算方法で、2人以上確保しているか。
（参考様式1と一致していることが必要）
 - ・ 専門相談員は、資格を有しているか。
（介護福祉士、社会福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、厚生労働省指定講習会修了者、都道府県指定講習会修了者）
- 事業所の平面図（参考様式2）
 - ・ 事務室は確保されているか（共用は可能であるが、専用の区画が特定されることが必要）
 - ・ 受付、相談等に対応するのに適切なスペースが必要。
- 運営規程
 - ・ 付表中の主な掲示事項と一致しているか。
 - ・ 運営規程の項目は指定基準に定められた必要項目を満たしているか。
- 重要事項説明書
- 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式4）
- 当該申請に係る資産の状況（当該不動産にかかる登記簿、賃貸借契約書等）
- 専門相談員の資格証の写し
- 法第70条第2項または法第115条の2第2項各号に該当しない旨の誓約書
（指定居宅サービス：参考様式6別紙①、指定居宅サービス：参考様式6別紙⑤）
- 事業所の組織図
- 介護サービス事業者指定等研修会の受講票の写し

※上記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求める場合があります。

例) 当該事業所に関連する事業所の組織図等

当該事業所の勤務予定者が、指定日の直前まで他の事業所に勤務している場合には、退職証明書等他の事業所と兼務関係にないことを確認できる書類

2) 変更、廃止、休止、再開の手続き

(変更の届出等：介護保険法)

第75条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の届出等：介護保険法第)

第115条の5 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○変更手続き

提出書類－変更届出書（様式第3号）

－添付書類（下記のとおり）

根拠－規則第131条 第1項第12号

第140条の22第1項第12号

番号	変 更 事 項	添 付 書 類
1	事業所の名称	・ 変更後の付表12
2	事業所の所在地 * 事業所番号の変更を伴う場合は、事前に相談の上、移転予定月の前月の15日までに変更届を提出してください。	・ 変更前、変更後の運営規程（事業所の所在地変更の場合） ・ 平面図 ・ 賃貸借契約書または登記事項証明書
3	主たる事務所の所在地	・ 変更後の指定申請書（印不要）（該当部分のみ記載） ・ 変更後の法人登記簿の写し（番号4および5にあっては） ・ 誓約書（参考様式6）
4	代表者または開設者の氏名および住所	
5	申請者（法人）の名称（法人種別の変更は、設置・廃止） 登記事項証明書、条例等（当該事業に関するものに限り）	・ 変更後の登記事項証明書の写し
6	事業所の建物の構造、専用区画等	・ 平面図（変更前・変更後）
7	事業所の管理者の氏名および住所	・ 変更後の付表12 ・ 勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）

8	運営規程	・ 変更前、変更後の運営規程
---	------	----------------

* 上記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求める場合があります。

○廃止手続き

提出書類－廃止届出書（様式第4号）

－添付書類（なし）

* 利用者の引継ぎ状況が確認できる書類の提出を求める場合があります。

○休止手続き

提出書類－休止届出書（様式第4号）

－添付書類（なし）

* 利用者の引継ぎ状況が確認できる書類の提出を求める場合があります。

○再開手続き

提出書類－休止届出書（様式第3号の2）

－付表12

－添付書類（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表：参考様式1）

－その他必要書類

様式第1号(第3条関係)

指定居宅サービス事業者
 指定介護予防サービス事業者
 介護保険施設

指定(許可)申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)



介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号	—)	県	郡市
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	代表者の職名・氏名・生年月日	Email				
指定(許可)を受けようとする事業所・施設の種類	代表者の住所	(郵便番号	—)	県	郡市
	同一所在地において行う事業等の種類	指定(許可)申請対象事業等(該当事業に○)	既に指定(許可)を受けている事業等(該当事業に○)	指定(許可)申請をする事業等の開始予定年月日	様式	
	訪問介護				付表1	
	訪問入浴介護				付表2	
	訪問看護				付表3	
訪問リハビリテーション				付表4		
居宅療養管理指導				付表5		
通所介護				付表6		
通所リハビリテーション				付表7		
短期入所生活介護				付表8		
短期入所療養介護				付表9		
特定施設入居者生活介護				付表10		
福祉用具貸与				付表11		
特定福祉用具販売				付表12		
介護老人福祉施設				付表13		
介護老人保健施設				付表14		
介護医療院				付表15		
介護予防訪問入浴介護				付表2		
介護予防訪問看護				付表3		
介護予防訪問リハビリテーション				付表4		
介護予防居宅療養管理指導				付表5		
介護予防通所リハビリテーション				付表7		
介護予防短期入所生活介護				付表8		
介護予防短期入所療養介護				付表9		
介護予防特定施設入居者生活介護				付表10		
介護予防福祉用具貸与				付表11		
特定介護予防福祉用具販売				付表12		
介護保険事業所番号					(既に指定または許可を受けている場合)	
医療機関コード等					(保険医療機関として指定を受けている場合)	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 裏面に記載についての備考があります。

備考

- 1 「指定(許可)申請対象事業等」「既に指定(許可)を受けている事業等」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設または老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 3 既に居宅サービスまたは介護予防サービスのいずれか一方の指定をうけている事業者が、他方の居宅サービスまたは介護予防サービスの指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称および所在地」「申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名」「当該申請に係わる事業の開始予定年月日」「当該申請に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名および登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。

記入例

指定居宅サービス事業者
 指定介護予防サービス事業者
 介護保険施設

指定(許可)申請書

申請は法人のみ可能です。法人名・代表者名を記載し、社印・代表者印を押印してください。

年 月 日

(宛先) 滋賀県知事

申請者 (名称) 株式会社 レイカディア
 (代表者の職名・氏名) 代表取締役 ○○○○



介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ	カブシキガイシャ レイカディア									
	名称	株式会社 レイカディア									
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 520-xxxx) 滋賀県大津市京町四丁目xx									
	連絡先	電話番号		FAX番号							
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ氏名	生年月日						
指定(許可)を受ける事業所・施設の種類の	代表者の住所	(郵便番号 520-****) 滋賀県大津市松本一丁目*-*									
	代表者本人の住所をご記入ください。										
指定(許可)を受ける事業所・施設の種類の	同一所在地において行う事業等の種類	指定(許可)申請対象事業等(該当事業に○)	既に指定(許可)を受けている事業等(該当事業に○)	指定(許可)申請をする事業等の開始予定年月日	様式						
	訪問介護				付表1						
	訪問入浴介護				付表2						
	訪問看護				付表3						
	訪問リハビリテーション				付表4						
	居宅療養管理指導		同じ事業所(同一敷地内)で既に他のサービスの指定を受けている場合に記入してください。		付表5						
	通所介護			付表6							
	通所リハビリテーション			付表7							
	短期入所生活介護			付表8							
	短期入所療養介護			付表9							
	特定施設入居者生活介護			付表10							
	福祉用具貸与			付表11							
	特定福祉用具販売	○		令和○年○月○日	付表12						
	介護老人福祉施設				付表13						
	介護老人保健施設				付表14						
介護医療院				付表15							
介護予防訪問入浴介護		介護給付と介護予防を同時に申請する場合は、併せてご記入下さい。		付表2							
介護予防訪問看護			付表3								
介護予防訪問リハビリテーション			付表4								
介護予防居宅療養管理指導			付表5								
介護予防通所リハビリテーション			当該申請サービスを実施する事業所と同一敷地内で、すでに事業をしている場合記入してください。その敷地で全く初めて事業所を開設する場合は空欄にしておいてください。	付表7							
介護予防短期入所生活介護		付表8									
介護予防短期入所療養介護		付表9									
介護予防特定施設入居者生活介護		付表10									
介護予防福祉用具貸与		付表11									
特定介護予防福祉用具販売			令和○年○月○日	付表12							
介護保険事業所番号	2	5	1	2	3	4	5	6	7	*	(既に指定または許可を受けている場合)
医療機関コード等											(保険医療機関として指定を受けている場合)

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
 2 裏面に記載についての備考があります。

付表 12 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡市		
	連絡先	電話番号	FAX 番号	
	Email			
管理者	フリガナ		住所	(郵便番号 -)
	氏名			
	生年月日			
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)			
	同一敷地内の他の事業所 または施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)	名称	兼務する職種および勤務時間等	
○人員に関する基準の確認に必要な事項				
従業者の職種・員数		専門相談員		
		専従	兼務	
常勤(人)				
非常勤(人)				
常勤換算後の人数(人)				
添付書類		別添のとおり		

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、または別業に記載した書類を添付してください。
2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

付表 12 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ	トクティブクシヨウグハンバイジギョウシヨ レイカディア			
	名称	特定福祉用具販売事業所 レイカディア			
	所在地	(郵便番号 525-0000) 滋賀県 草津市 〇〇町〇丁目〇〇-〇〇			
	連絡先	電話番号	077-0000-0000	FAX 番号	077-0000-0000
	Email	〇〇〇〇@pref.shiga.lg.jp			
管理者	フリガナ	シガ タロウ	住所	(郵便番号 528-△△△△)	
	氏名	滋賀 太郎		甲賀市水口町水口△△△△	管理者本人の住所
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日			
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)				同一敷地内で兼務される場合、兼務関係を確認しますので、組織図を作成してください。
	同一敷地内の他の事業所 または施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)	名称	兼務する職種および勤務時間等		
◎人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数		専門相談員		参考資料1の勤務体制一覧表にある従業員の延べ人数と一致します。	
		専従	兼務		
常勤(人)	2	1			
非常勤(人)	4				
常勤換算後の人数(人)	3.5				
添付書類	別添のとおり				

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、または別葉に記載した書類を添付してください。
2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

別添

(福祉用具販売・介護予防福祉用具販売)

指定（許可）申請に係る添付書類一覧

受付番号

主たる事業所・施設の名称

番号	添付書類	申請する事業・施設の種類		備考
		特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売	
1	申請者の登記事項証明書又は条例等			
2	従業者の勤務体制および勤務形態一覧表			
3	事業所の平面図			
4	設備・備品等一覧表			
5	運営規程 *重要事項説明書も添付すること			
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			
7	従業者の資格証等の写し			
8	従業員の雇用契約書の写し			
9	誓約書			
10	その他関係書類(事業所および関連する事業所の組織図、不動産の登記事項証明書・賃貸借契約書の写し等) ※その他関係書類については、指定の手引きに記載の「指定申請書類」を参照			

注1 「受付番号」欄は、記入しないでください。

2 該当欄に「○」を付してください。

3 指定更新申請にあつては「雇用契約の写し」を省略できます。

なお、要介護と介護予防の両サービスの指定を受ける場合や指定更新申請が同時期となる場合にあつては、添付書類のうち、重複する書類について省略できます。

(参考様式1)
 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (年 月分) (サービス種類) (事業所名)

職種	勤務 形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合 計	週平均の 勤務の時 間	常勤換算 後の人数	備考
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
			*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*				
管理者																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				
																														0				

- *欄には、当該月の曜日を記入してください。
- 申請する事業に係る従業員全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数(勤務予定)を記入してください。夜勤、準夜勤については、網掛けをする等その旨を表示してください。
- 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B～Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。
 勤務の区分 A：常勤で専従 B：常勤で兼務 C：常勤以外で専従 D：常勤以外で兼務
- 常勤換算が必要な職種は、A～Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業員が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。
- サービス提供が単位(共同生活住居を含む。)ごとに行なわれるサービス種類の場合は、各単位ごとに区分して記入してください。
- 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
- 当該事業所、施設に係る組織体制図を添付してください。
- 管理者と兼務される職員についての常勤換算は、管理者業務に従事する時間を除いた形で計算してください。
- 当該事業所・施設において使用している勤務割表等(既に事業を実施しているときは直近月の実績)により、職種、勤務形態、氏名及び当該勤務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

(参考様式1)

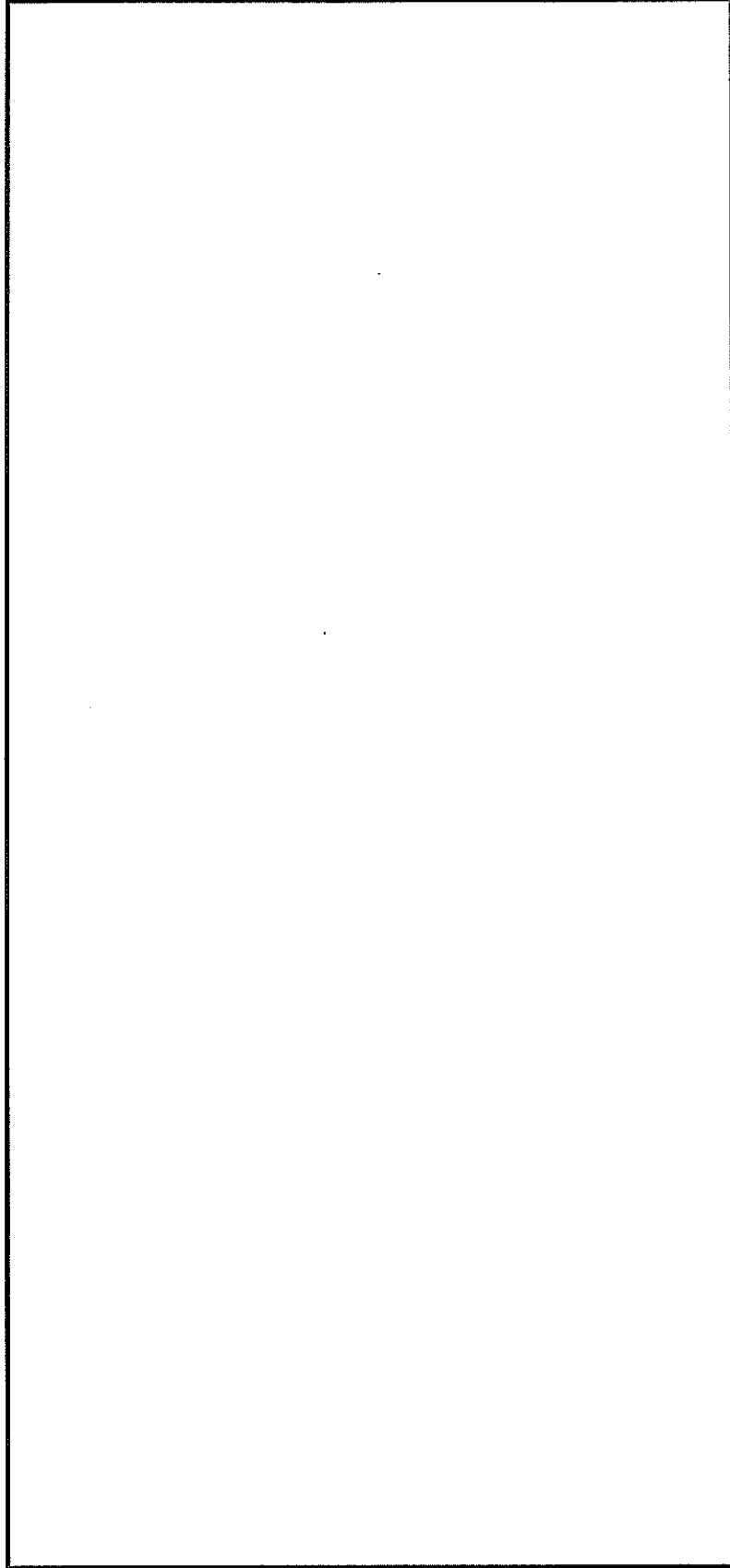
従業員者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (〇 年 ◇ 月分) サービス種類 (特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売) 事業所名 (特定福祉用具販売事業所 レイカディア)

Table with columns for employee name, position, job type, and daily/weekly working hours. Includes a 4-week summary and a total calculation. A callout box explains the calculation for management staff: (908 hours / 4 weeks / 40 hours) = 5.675, rounded down to 5.

- 1 *欄には、当該月の曜日を記入してください。
2 申請する事業に係る従業員全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数(勤務予定)を記入してください。夜勤、準夜勤については、網掛けをする等のその旨を表示してください。
3 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B~Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。
... (Additional instructions regarding shift classification and calculation) ...

(参考様式2)
平面図

事業所・施設の名称

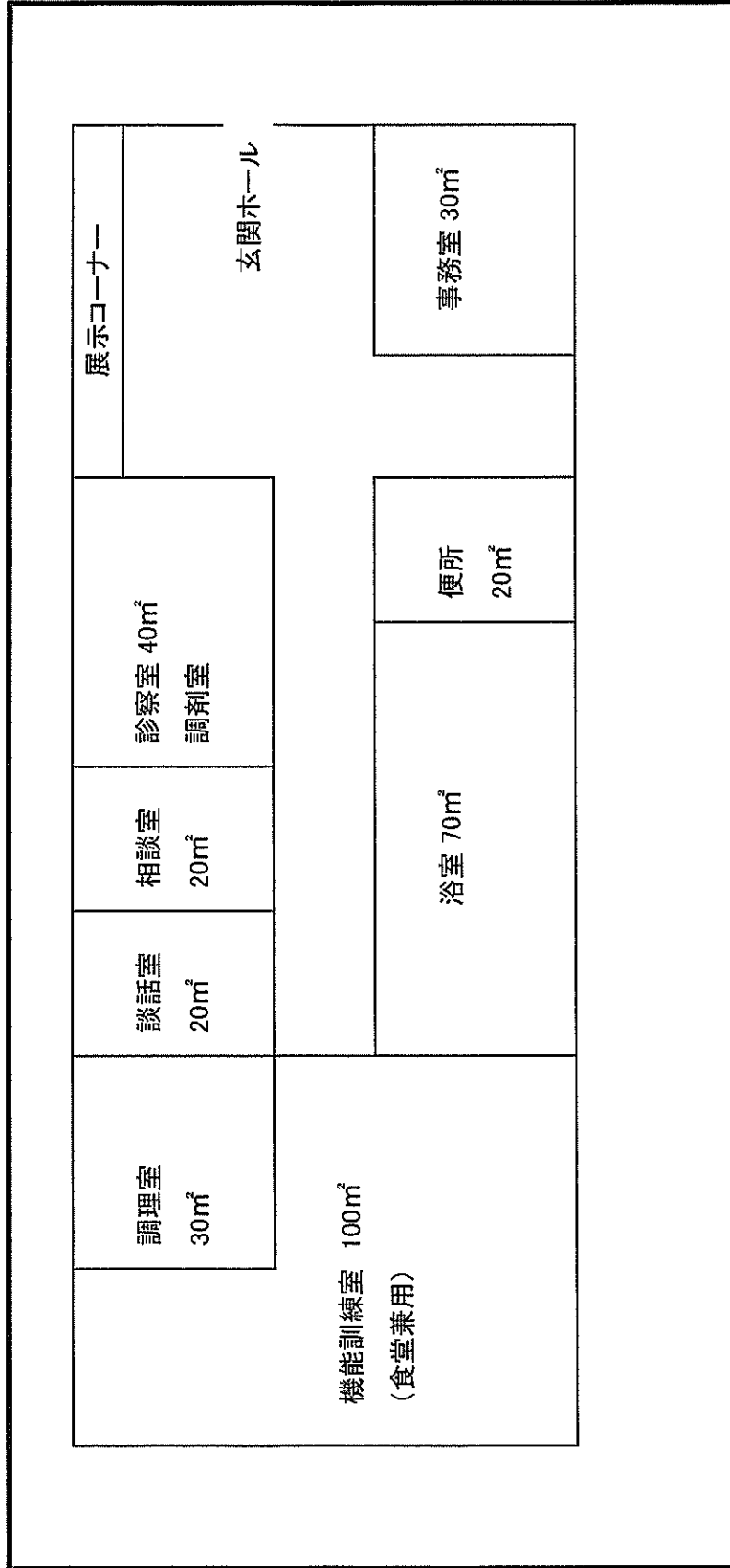


- 備考 1 必ずしも本様式によらず、各室の用途および面積の分かるものであれば、既存の平面図等をもって提出書類として差し支えありません。
- 2 各室の用途および面積を記載してください。
- 3 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

(参考様式2)
平面図

記載例

事業所・施設の名称



- 備考 1 必ずしも本様式によらず、各室の用途および面積の分かるものであれば、既存の平面図等をもって提出書類として差し支えありません。
- 2 各室の用途および面積を記載してください。
- 3 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

(参考様式4)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	
申請するサービス種類	

措置の概要

- 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
- 3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等 (居宅介護支援事業者の場合記入)
- 4 その他参考事項

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	特定福祉用具販売事業所レイカディア
申請するサービス種類	特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を配置する。
また、担当者が不在の時は、基本的な事項については、誰でも対応できるよう体制を整え
るとともに、事後に担当者が責任をもって対応する。

(担当者) 滋賀 太郎
(連絡先) 電話番号 077-562-△△△△ ファックス番号 077-562-△△△△

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情があった場合には、直ちに担当者が利用者に連絡を取り、直接訪問するなどして、
詳しい事情を聞くとともに、当該利用者の担当者からも事情を確認する。

苦情処理については、検討結果等に基づき、できるかぎり速やかに利用者に対する対応を行
う。
苦情の内容、処理結果について記録した上、台帳に保管し、再発防止に役立てる。
苦情の内容によっては、行政窓口等を紹介する。

市介護保険担当課 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇
滋賀県国民健康保険団体連合会 電話番号 ▲▲▲-〇〇〇〇

3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等 (居宅介護支援事業者の場合記入)

4 その他参考事項

(例)

- ・ 苦情処理マニュアルを作成し、勉強会を通じて職員に徹底する。
- ・ 職員に処遇に関する研修を年2回程度実施する。

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

(参考様式6)

誓約書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 (名称)

(代表者の職名・氏名)

印

申請者が別紙のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

	別紙①: 居宅サービス事業所向け
	別紙②: 介護老人福祉施設向け
	別紙③: 介護老人保健施設向け
	別紙④: 介護医療院向け
	別紙⑤: 介護予防サービス事業所向け

(該当に○)

(別紙①: 居宅サービス事業所向け)
介護保険法第70条第2項

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、社会保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第七十七条第三項第七号、第一百五十二条の二第二項第五号の三、第一百五十二条の十二第二項第五号の三、第一百五十二条の二十二第二項第四号の三及び第二百三十三条第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づき滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けたい日から正当な理由なく三月以上の期間にわたって、当該処分を受けたい日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限り、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第七十七条第三項第七号、第一百五十二条の二第二項第五号の三、第一百五十二条の十二第二項第五号の三及び第一百五十二条の二十二第二項第四号の三において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十七条第一項又は第一百五十二条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三十三条第二項において同じ。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下役員等という。)であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき、ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限り、)が、第七十七条第一項又は第一百五十二条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む、)であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む、)であるとき、ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の三 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。))の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの)のうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この号において同じ。)が、第七十七条第一項又は第一百五十二条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき、ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第七十七条第一項又は第一百五十二条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうち(第四号から第六号まで又は第七号から第九号までの)いずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限り、)が、法人で、その役員等のうち(第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までの)いずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限り、)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

(別紙⑤:介護予防サービス事業所向け)
介護保険法第115条の2第2項

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞り処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 申請者が、第百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが現込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 第七号に規定する期間内に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 九 申請者が、指定の申請前五年以内に居室サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十の二 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

変更届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

開設者 住所
(所在地)
氏名
(名称および代表者氏名)



次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所等	介護保険事業所番号																		
	名称																		
	所在地																		
	サービスの種類																		
	変更年月日	年	月	日															
	変更があった事項(該当に○)	変更の内容																	
	事業所(施設)の名称	(変更前)																	
	事業所(施設)の所在地																		
	申請者の名称																		
	主たる事務所の所在地																		
	代表者(開設者)の氏名、生年月日および住所																		
	登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)																		
	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等																		
	備品(訪問入浴介護事業および介護予防訪問入浴介護事業)																		
	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所 (介護老人保健施設および介護医療院は、事前に承認を受ける。)																		
	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴																		
	運営規程																		
	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関																		
	事業所の種別																		
	提供する居宅療養管理指導の種類	(変更後)																	
	事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の 単独型・空床利用型・併設型の別)																		
	利用者、入所者または入院患者の定員																		
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等 との連携・支援体制																		
	福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあつては、委託先の状況)																		
	併設施設の状況等																		
	介護支援専門員の氏名およびその登録番号																		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

変更届出書

変更の生じた日から10日以内に届け出てください。

申請は法人のみ可能です。必ず法人名で申請してください。

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

開設者 住所 滋賀県大津市京町四丁目××
(所在地) 株式会社 レイカディア
氏名 代表取締役 ○○○○ (印)
(名称および代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号	2	5	1	2	3	4	5	6	7
指定内容を変更した事業所等		名称	特定福祉用具販売事業所 レイカディア								
		所在地	草津市○○町○丁目○○-○○								
サービスの種類		必ず変更の生じるサービスの種類を記載してください。 特定(介護予防)福祉用具販売									
変更年月日		○年 ○月 ○日									
変更があった事項(該当に○)		変更の内容									
事業所(施設)の名称	(変更前)										
事業所(施設)の所在地											
申請者の名称											
主たる事務所の所在地	管理者 ○○○○										
代表者(開設者)の氏名、生年月日および住所											
登記事項証明書・条例等											
(当該事業所(施設)の管理に該当する箇所)に○をつけてください。											
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所 (介護老人保健施設および介護医療院は、事前に承認を受ける。)	○										
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴											
運営規程											
協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関											
事業所の種別											
提供する居宅療養管理指導の種類	(変更後)										
事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の 単独型・空床利用型・併設型の別)	管理者 △△△△										
利用者、入所者または入院患者の定員											
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	※ 運営規程の変更の場合は、変更の概要を簡潔にご記載ください。										
福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあっては、委託先の状況)											
併設施設の状況等											
介護支援専門員の氏名およびその登録番号											

変更に係る必要書類を提出してください。必要書類は手引きをご覧ください。(この記載例の場合、変更後の付表12、勤務体制及び勤務形態一覧表等の添付が必要です。)

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

再開届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住所

開設者 (所在地)

氏名

印

(名称および代表者氏名)

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号									
再開した事業所	名称									
	所在地									
サービスの種類										
再開した年月日	年			月			日			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 事業の再開に係る届出にあつては、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)を添付してください。

廃止・休止届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

開設者 住所
(所在地)
氏名
(名称および代表者氏名)



次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号									
廃止(休止)する事業所	名称									
	所在地									
サービスの種類										
廃止・休止の別	廃止 ・ 休止									
廃止・休止する年月日	年 月 日									
廃止・休止する理由										
現にサービスまたは支援を受けている者に対する措置										
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日									

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
2 廃止または休止する日の1月前までに届け出てください。

「介護サービス情報の公表」制度について

1 「介護サービス情報の公表」制度とは

介護保険法の規定による「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの質の向上や、利用者自らがサービス提供事業者を適切に選択できるシステムを構築するため、平成 18 年 4 月から実施されています。

この制度において、介護サービス事業者は、利用者が適切な介護サービス事業者を選択するために必要な情報を、介護サービスの提供を開始しようとするときおよび年 1 回、都道府県へ報告することが義務づけられ、その情報を都道府県で公表することとされています。

2 対象となる介護サービス

以下の介護サービスを提供する事業者が対象となります。

居宅介護支援、訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護(予防を含む)
訪問看護(予防を含む)、訪問リハビリ(予防を含む)、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護(予防を含む)、通所リハビリ(予防を含む)、介護老人福祉施設、短期入所生活介護(予防を含む)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護老人保健施設、介護療養型医療施設(定員が 8 人以下のものを除く)、介護医療院
短期入所療養介護(予防を含む)、特定施設入居者生活介護(予防を含む)
地域密着型特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与(予防を含む)、特定福祉用具販売(予防を含む)
小規模多機能型居宅介護(予防を含む)、認知症対応型共同生活介護(予防を含む)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス

3 報告義務のある事業者

- ①対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業者（新規事業者）
 - ②基準日までの 1 年間に 100 万円を越える介護報酬の支払いを受けた事業者（既存事業者）
- ※ 報告を怠った場合には、介護保険事業者の指定が取り消されることがあります。

4 報告先・報告の時期

報告・調査・公表については、都道府県が毎年度定める計画により行います。

なお、報告は、県から報告に関する作業依頼通知が届き次第、各事業者がインターネットの専用ホームページを通じて行うこととなります。

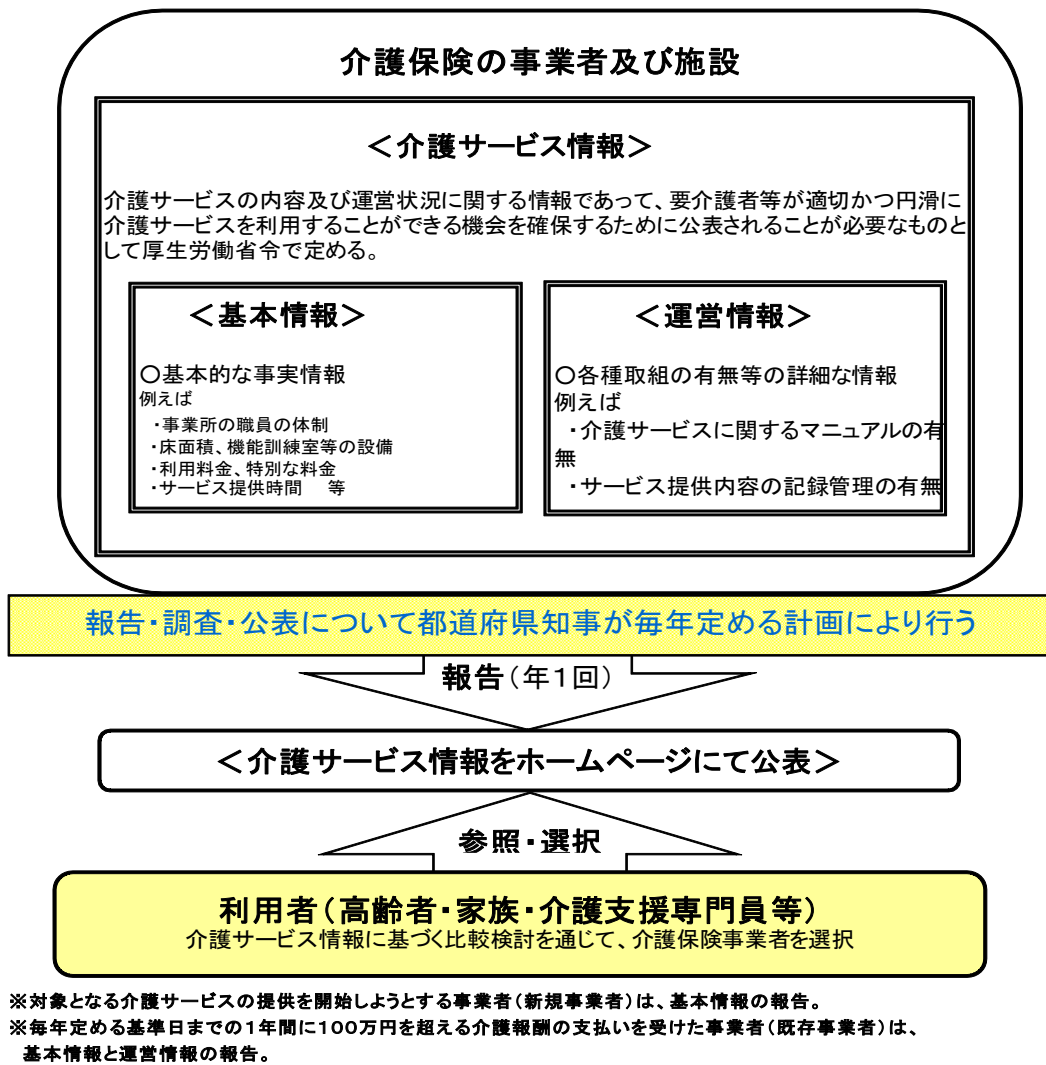
5 報告・公表する情報

- ① 新規事業者は、基本情報の報告が必要となります。
- ② 既存事業者は、基本情報と運営情報の報告が必要となります。
 - ・ 基本情報とは、事業所の職員体制、利用料金などの基本的な事実情報です。
 - ・ 運営情報とは、介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無など、各種取組の詳細な情報です。

6 公表の方法

都道府県に報告のあった情報は、インターネットの専用ホームページを通じて一般に公表されます。また、各事業者は事業所内での掲示や重要事項説明書への添付を行ってください。

7 介護サービス情報の公表制度の仕組み



8 介護サービス情報の公表システムの利用方法

【機能】介護サービス・住所・名称などからの検索

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/15708.html>

滋賀県介護サービス情報公表システム 2018年11月30日

[滋賀県介護サービス情報の公表制度による事業所の検索はこちら。](#)

公表されている事業所を検索する場合

公表されている事業所を検索する

[「介護サービス情報公表システム」パンフレット \(PDF:3 MB\)](#)

[事業所の方で、介護サービス情報の公表制度による報告をされる方はこちら。](#)

公表する情報を報告する場合

9 問い合わせ先

- ・ 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
- 住所 滋賀県大津市京町四丁目 1-1
- 電話 077-528-3523 FAX 077-528-4851
- ホームページアドレス
- <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/>

介護事業所検索以外の機能も使ってみよう！

お住まいの地域で利用できる生活関連情報を掲載しています

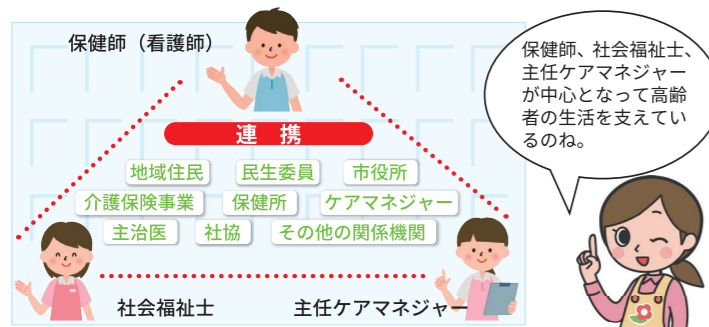
- 『地域包括支援センター検索』『生活支援等サービス検索』『認知症に関する相談窓口検索』などの検索を行うことができます。

● 地域包括支援センター検索

高齢者の総合相談から地域の必要な支援につなげる機能を有する地域包括支援センターに関する情報が閲覧できます。

確認できる情報

センター名称 所在地・TEL	運営主体 (法人)	業務日・業務時間 ・休日体制
事業内容	職員体制	活動実績 など



地域包括支援センターとは

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らせるよう「保健・医療・福祉の向上」「介護予防マネジメント」「高齢者からの相談受け付け」などを総合的に行う施設で、各市町村に設置されています。

● 生活支援等サービス検索

見守りや安否確認、配食、家事援助、交流の場、外出支援等生活支援などサービスを利用する上で基礎的な情報が検索・閲覧できます。

サービス内容

見守り・安否確認	配食 (+見守り・安否確認)	家事援助
交流の場・憩いの場	介護者支援	外出支援
多機能型拠点	その他 (市町村が必要と認めるサービス)	

確認できる情報

名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、対象エリア、サービス提供日時、料金体系 など

● 認知症に関する相談窓口検索

「もしかして認知症では」と思われる症状に気づいたときや、認知症と診断された直後など、本人や家族などが気軽に悩みを相談できる認知症に関する相談窓口の情報が閲覧できます。

確認できる情報

窓口名称 所在地・TEL	業務日・業務時間 ・休日体制	その他 (特色等)
-----------------	-------------------	--------------

スマホ検索には専用アプリが便利！



介護サービス事業所を選択する際に役立つ、さまざまな機能をご利用いただけます。



▼ダウンロードはこちらから▼

iPhone をご利用の方



Android をご利用の方



「介護サービス情報公表システム」に関するお問合せ先

スマホ、PC でカンタン検索!



介護 公表

検索

クリック



介護サービス情報 公表システム



介護事業所を探せます!

厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」は、

全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、

インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。

さまざまな「サービス」や「介護サービス事業所」を

自由に選択できる『介護保険制度』の利用にあたって、

ぜひご利用ください。

『介護サービス情報公表システム』ではどんなことができるの？


- 知りたい地域の介護サービス事業所をネット上でいつでも自由に探すことができます。
- 「介護事業所」に加え「地域包括支援センター」「生活支援等サービス」「認知症に関する相談窓口」などの生活関連情報をホームページでまとめて検索できます。
- 介護サービス事業所の基礎データや特色がわかります。
- 複数の介護サービス事業所の基礎データを比較検討できます。

介護事業所検索について詳しく見てみよう！

① 検索できる介護サービスは？

■ 全 26 種類・54 サービスの事業所・施設情報を調べることができます。

※介護予防サービスを含みます。1年間の介護報酬額が100万円未満の事業所は公表の対象になりません。

介護の相談・ケアプラン作成 ▶ 居宅介護支援	訪問・通い・宿泊を組み合わせる ▶ 小規模多機能型居宅看護 ▶ 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) ▶ 短期入所生活介護 (ショートステイ) ▶ 短期入所療養介護	地域密着型サービス (地域に密着した小規模な施設等) ▶ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ▶ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ▶ 地域密着型特定施設入居者生活介護
自宅に訪問 ▶ 訪問介護 (ホームヘルプ) ▶ 訪問入浴 ▶ 訪問看護 ▶ 訪問リハビリ ▶ 夜間対応型訪問介護 ▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	短期間の宿泊 ▶ 短期入所生活介護 (ショートステイ) ▶ 短期入所療養介護	福祉用具を使う ▶ 福祉用具貸与 ▶ 特定福祉用具販売
施設に通う ▶ 通所介護 (デイサービス) ▶ 通所リハビリ ▶ 地域密着型通所介護 ▶ 療養通所介護 ▶ 認知症対応型通所介護	施設等で生活 ▶ 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ▶ 介護老人保健施設 (老健) ▶ 介護療養型医療施設 ▶ 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム、軽費老人ホーム等) ▶ 介護医療院	


② どうやって介護事業所を検索するの？

■ 「本人家族に合ったサービスを探す」「目的や場所に合わせて介護事業所を探す」「詳しい条件で探す (ケアマネジャー等)」など、利用者・家族やケアマネジャーなど、ご利用される方の立場に応じて検索できます。

各都道府県の「介護事業所検索」ページに以下のようなボタンがありますので、ご利用される方の立場に応じてクリックし、表示にしてください。それぞれの立場に合った方法で介護事業所を検索できます。


Q 本人家族に合ったサービスを探す

▶ 初めて介護サービスを利用する方でも、対話式で自分に合ったサービスを検索することができます。



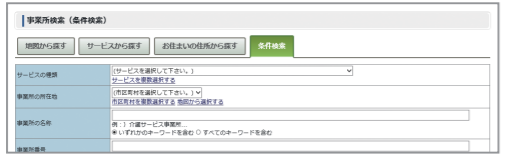
Q 目的や場所に合わせて介護事業所を探す

▶ 受けたいサービスの目的や場所を選択することで、自分に合ったサービスを検索することができます。




Q 詳しい条件で探す (ケアマネジャー等)

▶ 詳細な条件で事業所を絞り込み、介護サービスごとに比較項目を設定して事業所の比較ができるほか、選択した事業所にリストの表示・出力などができます。



検索結果画面



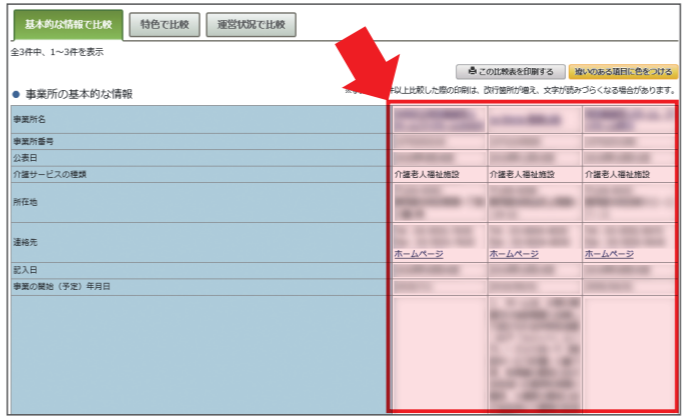
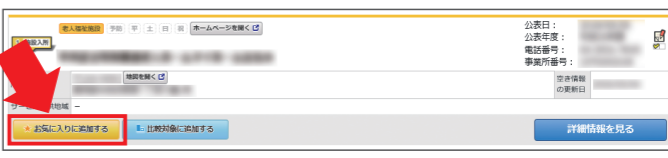

検索された事業所が地図上に利用目的別に色分けして表示されます。

③ どんな情報が見られるの？

■ 全体を集約した「事業所の概要」をはじめ、「事業所の詳細」「事業所の特色」「運営状況」などを調べることができます。

事業所の概要 事業所の「詳細」「特色」「運営状況」の概略が表示されます。 確認できる情報 ▶ 事業所の所在地 ▶ サービスの内容、利用料、設備の状況…など	事業所の詳細 事業所が報告した基本情報が表示されます。 確認できる情報 ▶ 提供しているサービスの一覧 (設備や協力医療機関なども確認できます) ▶ サービスを利用する際の利用料…など
事業所の特色 事業所の責任で公表している情報が表示されます。 確認できる情報 ▶ サービスの内容・特色など、事業所による PR (写真や動画なども閲覧できます) ▶ 事業所の定員や空き情報…など	運営状況 事業所が報告した運営情報が表示されます。 確認できる情報 ▶ 事業所の運営状況をレーダーチャート図で表示 (運営状況の全体像が確認できます) ▶ 「サービスの質の確保」など事業所運営にあたっての取組…など

④ どんな使い方ができるの？

事業所を比較する 比較対象に追加した事業所を比較表示できます。  <p>最大 30 件、30 日間保持できます！</p>	「お気に入り」に登録する 気になった事業所を再表示できます。 ● 検索結果画面の「お気に入りに追加する」ボタン  ● 事業所詳細画面の「お気に入りに追加する」ボタン  <p>最大 90 件、30 日間保持できます！</p>
--	--

■ 気になる情報を「比較対象」に加えておけば、他の事業所との比較検討が簡単に行えます。また、「お気に入り」機能を使えば、一度見た情報を後でスムーズに再表示することができます。

令和2年
3月より

「介護サービス情報公表システム」 の機能を、より充実させていきます!

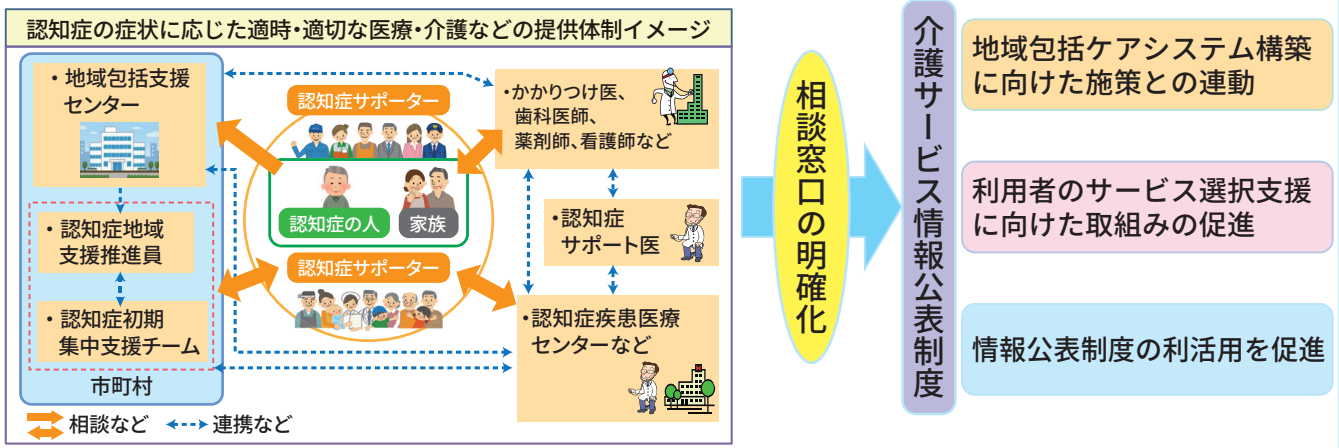
令和2年3月より「介護サービス情報公表システム」のトップページが新しくなりました。

これまでの「介護事業所検索」「生活支援等サービス検索」「地域包括支援センター検索」「住まい（サービス付き高齢者向け住宅）検索」に加え、新たに「認知症に関する相談窓口検索」が加わりました。

この機能が加わったことで、地域包括支援センターおよび認知症疾患医療センターなどを含む、地域ごとに整備された認知症に関する相談窓口を一元的に情報提供することにより、「もしかして認知症では」と思われる症状に気づいたときや、認知症と診断された直後など、本人や家族などが気軽に悩みを相談できる窓口の情報を閲覧することができます。

認知症に関する地域ごとの相談窓口を明確化

認知症の疑いがある方や認知症と診断された方が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の症状に応じ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかなどを気軽に相談できる相談窓口を地域ごとに整備し、その周知を強化していくこととしています。



検索画面の一例（東京都）

他の公的情報提供サービスとも連携「医療機能情報・薬局機能情報提供制度」「サービス付き高齢者向け住宅情報検索システム」など

URL変更にもないスマートフォンアプリの更新が必要です。

NEW

認知症に関する相談窓口を検索する

現在公表されている介護サービス事業所、地域包括支援センター、生活支援等サービスおよび住まい（サービス付き高齢者向け住宅）に加え、認知症に関する相談窓口の情報についても一体的に情報提供できるようになりました。

さらに他の公的情報提供サービスとの連携にも対応しています。

NEW!!

認知症に関する相談窓口が検索できるようになりました。

「認知症に関する相談窓口」の検索では地域包括支援センターや認知症疾患医療センターなど、地域ごとの認知症に関する具体的な相談先の情報が閲覧できます。認知症施策推進大綱で全市町村が相談窓口の周知を行うことが目標として掲げられています。



《「認知症に関する相談窓口」の公表内容》

- 認知症に関する相談窓口を利用する際の基礎的な情報などになります。

公 表 項 目	
①	相談窓口の名称、所在地、電話番号
②	業務日、業務時間、休日の体制
③	その他相談窓口の特色など

以上、「介護事業所検索」をはじめとする介護サービス情報公表システムに、

他の公的情報提供サービス

- 医療機能情報・薬局機能情報提供制度
- サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

とリンクすることで、多様な地域資源の整備状況の把握が可能となりました。

「介護サービス情報公表制度」に関するお問合せ先

- ① 各都道府県の「介護サービス情報公表制度」担当部署
- ② 各都道府県の指定情報公表センター

※①②は「介護サービス情報公表システム」<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

▶ お問合せ に掲載されています。



<指定申請書等の提出先および制度に関する問い合わせ先>

事業所所在 市町名	問い合わせ先	電話番号
大津市	大津市健康保険部長寿政策課 住所：〒520-8575 大津市御陵町3-1 http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/020/1426/index.html	077-528-2741
草津市	滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 住所：〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 http://www.pref.shiga.lg.jp/e/lakadia/index.html	077-528-3523
守山市		
栗東市		
野洲市		
甲賀市	滋賀県甲賀健康福祉事務所 住所：〒528-0005 甲賀市水口町水口6200 http://www.pref.shiga.lg.jp/e/m-hwc/	0748-63-6111
湖南市		
近江八幡市	滋賀県東近江健康福祉事務所 住所：〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22 http://www.pref.shiga.lg.jp/e/y-hwc/	0748-22-1253
東近江市		
日野町		
竜王町		
彦根市	滋賀県湖東健康福祉事務所 住所：〒522-0039 彦根市和田町41 http://www.pref.shiga.lg.jp/e/h-hwc/	0749-21-0281
愛荘町		
豊郷町		
甲良町		
多賀町		
長浜市	滋賀県湖北健康福祉事務所 住所：〒526-0033 長浜市平方町1152-2 http://www.pref.shiga.lg.jp/e/n-hwc/	0749-65-6660
米原市		
高島市	滋賀県高島健康福祉事務所 住所：〒520-1621 高島市今津町今津448-45 http://www.pref.shiga.lg.jp/e/i-hwc/	0740-22-2505

※地域密着型サービスおよび居宅介護支援については、各市町の担当窓口へお問い合わせ下さい。